

<勤務条件>

任用期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日
勤務時間	午前8時30分 から 午後5時15分までの間の6時間程度 (休憩時間 正午 から 午後1時)
勤務日数	週4日以内
休日	週休日：土曜日及び日曜日 休日：国民の祝日及び年末年始（12月29日から31日、1月2日及び3日）
給与	日額 7,440円
手当等	条例等の定めるところにより、時間外勤務報酬、通勤費、期末手当等が支給されます。
休暇	年次有給休暇15日を付与します。 その他、夏季休暇などの特別休暇があります。
社会保険	加入となります。 (健康保険及び厚生年金保険)
雇用保険	加入となります。
労災保険	公務災害又は労働災害補償制度が適用されます。
その他	(1) 給与等支給日は翌月15日 (2) 服務規程（職務専念義務や守秘義務等）が適用されます。 (3) 任用後1月間は条件付採用期間となります。ただし、任用後1月間の勤務日数が15日に満たない場合には、勤務日数が15日に達するまで延長されます。